

第 2 回構想委員会 AIの作成・利活用促進に向けた方向性等について

令和 5 年 3 月 3 日

特許庁

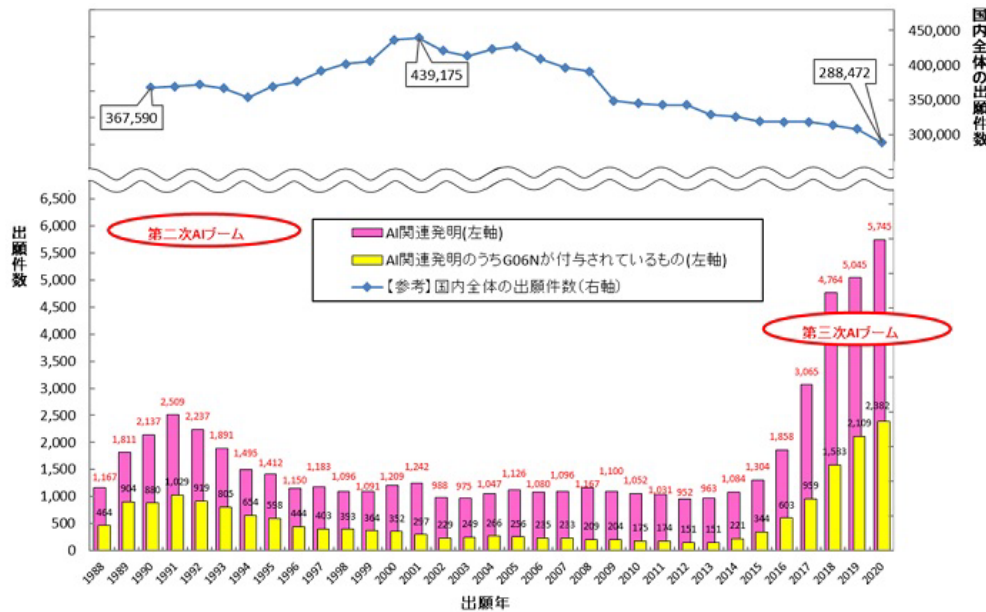


AIの作成・利活用促進に向けた方向性

AI関連発明の出願状況調査（2022年10月 特許庁作成）

- AI関連発明の国内出願件数は第三次AIブームの影響で2014年以降、毎年増加。
- AI関連発明の出願は各国でも増加傾向であり、特に、米国と中国が突出しており、両者が世界において主要な出願先。

AI関連発明の国内出願件数の推移

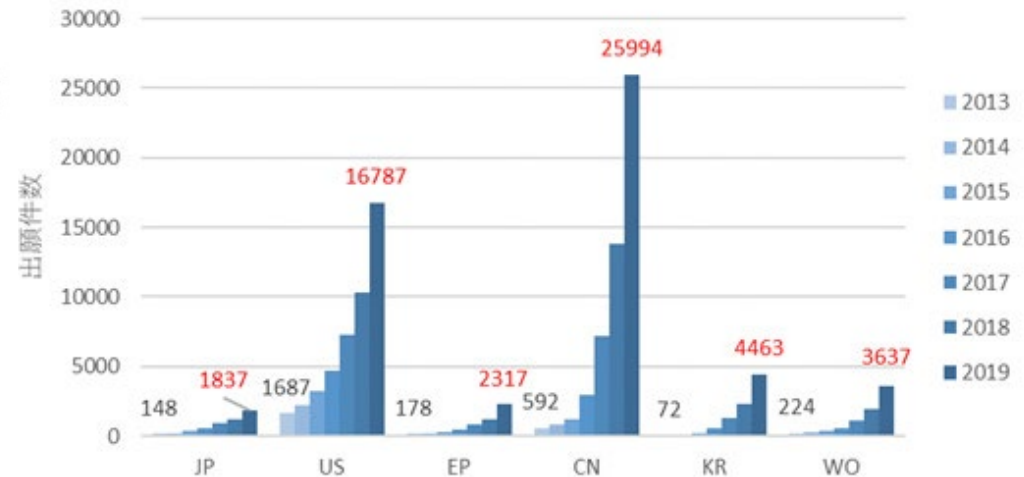


出典：特許庁内DBを用いて特許庁が作成・公表（2022年10月）

各国出願件数の推移

※分類G06Nが付与されているもの

（各国2013年と2019年の出願件数を表記）



JP：日本、US：米国、EP：欧州（EPO）、CN：中国、KR：韓国、WO：PCT国際出願（出願人国籍問わず）

出典：WIPO Patentscope を用いて特許庁が作成・公表（2022年10月）

AIの作成・利活用促進に向けた方向性

人工知能（AI）と特許権の関係

平成28年度の新たな情報財検討委員会（知財事務局主催）において、AIの作成・利活用促進に向けた知財制度の在り方が議論された。

その際、検討事項として

- ①学習済みモデルの適切な保護と利活用促進
（特許化する際の具体的な要件や保護される範囲の検討）
- ②AI生成物に関する具体的な事例把握 など

が掲げられたところ。

● 学習済みモデルも含むAI関連発明の適切な保護、利活用促進に向けた取組

- ・ AI関連の審査事例の公表（5事例（H29.3）、10事例（H31.1））
→学習済みモデルも含むAI関連発明に審査基準を適用したときの審査運用の例示を充実。
- ・ 審査体制の強化—AI審査支援チーム設置（R3.1）—
→AI関連発明の効率的かつ高品質な審査の実現を目指して、各審査部門の連携を強化。
- ・ IoT関連技術の特許分類の新設
→国内外の特許文献を網羅的に検索することを可能とするため、
国際特許分類(IPC)にIoT関連技術分類の新設を提案し、運用開始。（R2.1）

AIの作成・利活用促進に向けた方向性

人工知能（AI）と特許権の関係

● AI 発明者／創作物への対応

- ・日本の現行特許法上、発明者となり得るのは**自然人のみ**と解釈される。従って、願書等にAIを含む機械を発明者として記載した出願は、記載不備があり、補正がなされない場合は却下される。
- ・このように**AIは発明者として権利能力を有する者ではない**点は、ほぼ全ての国・地域で共通。

【参考】DABUS(ダバス)出願

- ✓ AIであるDABUS（Devices for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentences）を発明者とする特許出願が、日本に加え、オーストラリア、欧州と、米国、英国、ドイツ、ブラジル、カナダ、中国、インド、イスラエル、ニュージーランド、韓国、サウジアラビア、南アフリカ、スイス、台湾などの国・地域で確認されている。
- ✓ 南アフリカでは特許が認められたが、**日本と同様に欧米では相次いで出願却下または出願拒否**。

・ AIの自律的な創作に対する産業財産権法による保護の必要性・可能性の検討

- ✓ 「現時点では、一部の企業からAIによる自律的な創作を実施しているとの情報も得られているが、特許法で保護するに値するAIによる自律的な創作の存在は確認できていない。」
- ✓ 「・・・権利を付与する必要までは確認できておらず、むしろ、権利を付与することによる弊害が示唆されている。」

【平成28年特許庁産業財産権制度問題調査研究】

- ・日本では、AI発明者／創作物に係る上記出願以外、これまでの産業界との対話を通じても具体的な事例・課題を十分に把握するに至っていない。
- ・AI発明者／創作物への対応については、将来を見据えて、主要特許庁間の国際的な議論の場において、各国での議論・事例などを整理、公表するプロジェクト開始を調整中。

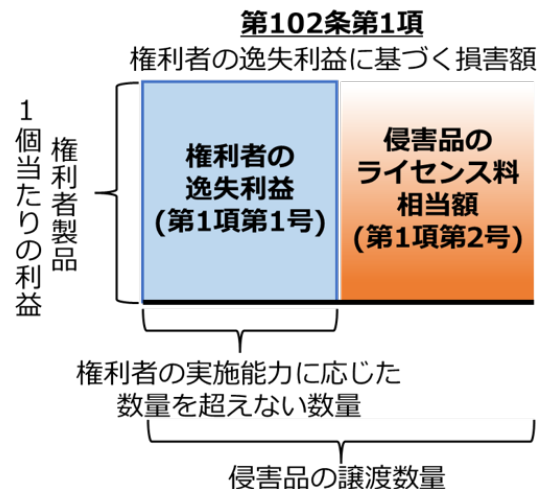
その他：知財保護強化の法改正のフォローアップ

- 令和元年の特許法等の改正により、損害賠償額算定方法の見直し、査証制度の創設を実施。

● 損害賠償額算定方法の見直し

侵害者が販売した侵害品のうち、権利者の製造・販売能力を超える部分について、侵害者にライセンスしたとみなして損害賠償額に加算可能とする等の改正

- 特許庁政策推進懇談会（令和4年4-6月）において、「令和元年の改正（特許法第102条）で、損害賠償額算定が見直された後、裁判所が高額な賠償を認めている」旨の意見あり。



● 査証制度

当事者の申立てに基づく裁判所の命令によって、裁判所から指定された中立的な専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、証拠を収集する制度

- 発令を受けた被疑侵害者側の負担を踏まえ、制度が濫用されないよう、発令要件は厳格に規定。令和5年1月時点の実施件数は0件。
- 特許庁政策推進懇談会（令和4年4-6月）において、発令要件の緩和による査証制度の活用については、「①査証制度が後に控えていることにより、自発的に任意で証拠を提出するといった効果がある、②今までの証拠収集手続に比べて非常に強い制度であり、発令がなくても決して意味がない規定ではなく、非常に重要な伝家の宝刀と認識している、③査証のため工場に立ち入られる際に営業秘密の漏洩を防ぐ必要がある」旨の意見あり。

その他：知財保護強化の法改正のフォローアップ

懲罰的損害賠償制度/利益吐き出し型損害賠償制度の導入に関する議論

○産業構造審議会特許制度小委員会「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」（令和3年2月）（抜粋）

- ✓ 懲罰的賠償制度については、・・・早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきだと考えられる。
- ✓ 侵害者利益吐き出し型賠償制度については、・・・近時の裁判例において高額な損害賠償額が認められる傾向があり、令和元年改正の施行後は裁判例によりいっそうの発展も見込むことができるため、・・・裁判の動向を見守りつつ、その上で更なる法改正が必要であるといった具体的なニーズが高まった時期に、改めて制度の法的根拠や要件などを含め、検討することとするのが適当である。

○「特許庁政策推進懇談会報告書」（令和4年6月30日公表）（抜粋）

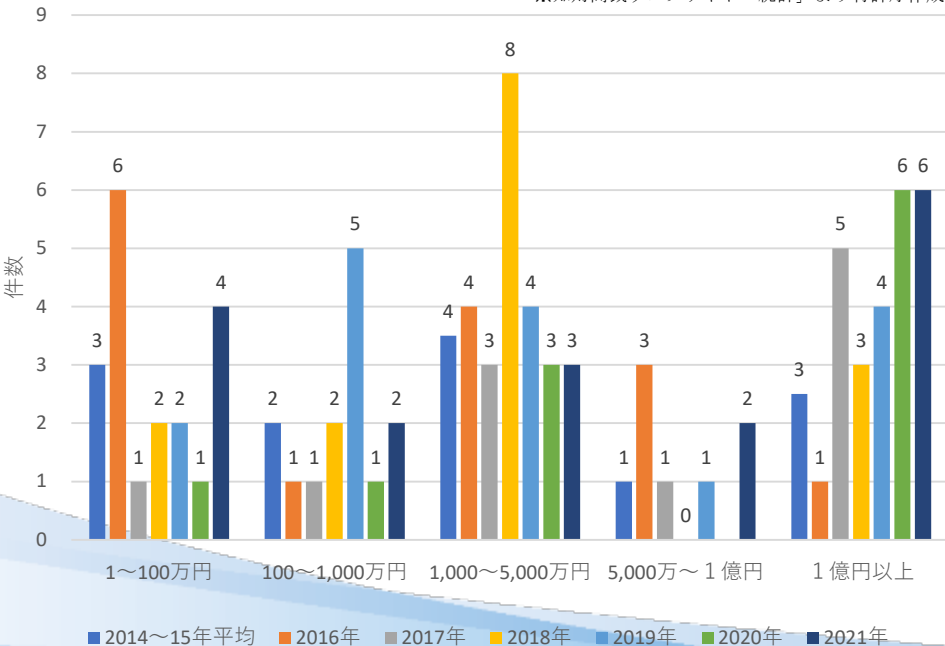
- ✓ 抑止的・制裁的な賠償制度を導入すると、知財体制を十分に整える力のない企業にとって想定外のリスクを抱える可能性が高まるのではないかといった意見もあること、さらには、高額な賠償が認められている例等を踏まえ、今後の国内外の裁判例等の動向について、引き続き注視する必要がある。



本制度については、裁判動向などを注視しつつ、検討の必要性が高まった段階で改めて検討

● 特許権侵害に係る損害賠償請求訴訟における認容額の推移

※知財高裁ウェブサイト「統計」より特許庁作成



● 高額賠償が認められた近年の裁判例

審級	判決日	特許発明	請求額	認容額
知財高裁	令和2年 2月28日	美容器	5億円	4億4006万円
東京地裁	令和2年 9月24日	アミノ酸生産菌の構築方法等	9億9000万円	9億9000万円 (控訴の後和解)
東京地裁	令和3年 1月20日	ウェブページ閲覧方法	30億円	10億3109万2361円
東京地裁	令和3年 3月10日	真空洗浄装置等	8億9100万円	3億8148万4774円
知財高裁	令和3年 9月16日	ピストン式圧縮機における冷媒吸入構造	18億5362万1468円	6億9885万8050円
東京地裁	令和4年 3月18日	二重陥形成用テープ	2億6000万円	2億3715万14円
大阪地裁	令和4年 6月9日	自立式手動昇降スクリーン	3億4320万円	1億7590万6278円
知財高裁	令和4年 6月20日	情報通信ユニット	2億3123万1290円	1億9493万5883円
東京地裁	令和4年 7月14日	電鍍管の製造方法	12億3583万6666円	10億0865万7965円
大阪地裁	令和4年 9月15日	マッサージ機等	55億円	27億7983万1907円